

理事会だより

京王富士スバル高原別荘地
第二次管理組合
理事長 阿部 洋己

組合員の皆様

第105回定例理事会を平成18年8月5日に、また、第106回定例理事会を平成18年9月8日に開催しましたので、審議内容の概要について下記の通りご報告いたします。

皆様方には別荘地の運営状況を少しでもよくお知りいただき、建設的なご意見をお寄せいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

概要

1. 積立基金の運用について

先般の総会において、『国債』またはそれに準ずる『公債』を購入することでご承認いただいておりますが、信用度や利回りを考慮のうえ協議した結果、以下のとおり『東京都公債』を購入することに決定しましたのでご報告いたします。

- ・銘柄：第744回東京都公債
- ・期間：5年債
- ・利回り：年1.208%（平成18年9月4日現在）
- ・購入額面金額：2億円
- ・購入予定時期：平成18年9月

2. ゴミ問題について

かねてから懸案となっている『鳴沢村によるゴミ回収』の実現に向けて、同村に対し、近隣別荘地との連名で『請願書』を提出することを決定のうえ、その手続きをゴミ問題対策委員会へ一任しました。

3. 別荘地内の水道のしくみについて

現在、管理組合では、別荘地内の漏水調査及び補修を継続して実施しておりますが、宅地内における漏水については、所有者個人の責任と負担において対応していただくこととなります。
なお、管理組合と各所有者との水道管理の分岐点は『第一止水せん』となりますので、3頁の『別荘地内の水道のしくみ』をご参照のうえ、各自、ご確認くださいようお願いいたします。

4. ゴミの出し方について

最近、別荘地が出るゴミの分別が徹底されていないケースが多く見られます。
ゴミは下記の点に注意して『可燃ゴミ』と『不燃ゴミ』にきちんと分けて、ゴミ置場へ出すようお願いいたします。
(別荘を利用されるご家族やお知り合いの方にも周知徹底願います)

可燃ゴミ	・生ゴミ、紙、ゴム、革類	「生ゴミ」は水分をよく切って、「ペットボトル」は中身を空にして潰してから、ポリ袋に入れて出してください。
	・ペットボトル	
	・プラスチック類（トレー・容器・歯ブラシなど）	
	・ダンボール	紐でしばって（ダンボールは小さくたたん

不燃ゴミ	・雑誌	で) 出してください。
	・かん・びん・瀬戸物類	「かん・びん」は中身を空にして、ポリ袋に入れて出してください。
粗大ゴミ	・大きなゴミ(家電製品、家具、自転車、鍋、フライパンなど)	有料となりますので、事前に管理事務所へご一報ください。

5. 平成18年度分管理費の支払いについて

平成18年8月末日現在の入金・未入金状況は以下のとおりですが、これらにつきまして、電話・書面による督促の継続のほかに、以下の点が話し合われました。

①土地・建物管理費

過年度にわたって滞納され、今後も入金のない場合の対策として、将来管理規程第13条【未納が解消されるまで、共有施設(例：バス、テニスコート、水道供給)の使用禁止等必要な措置をとることができる】の適用の検討等が議事に行われました。未だ入金がお済でない方は、早急にお支払いくださるようお願いいたします。

②土地管理費

現在、平成17年度と18年度の2年分を滞納されている方が全体の約2割おられます。近隣及び全国の別荘地の状況を見ても、土地のみ所有でも管理費を徴収しているケースが一般的であり、当管理組合としても、組合財政の健全化と別荘地の資産価値維持のために、総会決議を経て平成17年に新設しました。

従来の土地・建物管理費同様、当別荘地の維持管理に必要な不可欠なものですので、

未だ入金がお済でない方は、早急にお支払いくださるようお願いいたします。

	請求金額		入金額		未入金額	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数
土地・建物管理費	26,427,600	448	25,743,600	435	684,000	13
土地管理費	3,888,000	216	2,808,000	156	1,080,000	60
	30,315,600	664	28,551,600	591	1,764,000	73

・管理費のお支払いに際しては、便利な口座振替をご利用ください。(銀行振込の場合、振込手数料がご本人負担となります)

・詳細については管理会社までお問い合わせください。

〔管理会社：東急コミュニティー 担当/甘利 TEL03-5717-1516〕

以上